

千葉県弁護士会との災害時の法律相談等に関する協定の締結について

総 務 部

1 目 的

本協定は、災害が発生したときに、千葉県弁護士会が被災者支援のために行う法律相談等を円滑かつ適切に実施するため、協定を締結するものである。

2 協定概要

(1) 協定締結先

ア 所在地 千葉市中央区中央4丁目13番9号

イ 相手方 千葉県弁護士会

会長 牧田 謙太郎

(2) 協定内容

災害が発生した場合において、千葉県弁護士会が被災者に対して行う法律相談等の円滑かつ適切な実施に関し、必要な事項を定めるもの。

3 協定締結日

令和8年8月28日